

なお、その関係図書は、平成19年4月27日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。
平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定番号 | 指定年月日 (平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 頁 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------|---------------|---------------|
| 第H18但豊位置 0011号 | 19. 4. 11 | 豊岡市日高町岩中字中坪97番7、97番12、97番13 | 4.24 | 21.27 |

兵庫県告示第535号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成19年4月27日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年4月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指定番号 | 指定年月日 (平成年月日) | 道 路 の 位 置 | 幅 頁 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------|------------------|------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H18淡路位置 0016号 | 19. 4. 13 | 洲本市宇山字家ノ後692番の一部、同市宇山3丁目 695番25 | 5.2 | 35.0 |

監 査 委 員 公 告

平成19年4月27日

兵 庫 県 監 査 委 員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 天 | 宅 | 陸 | 行 |
| 久 | 保 | 敏 | 彦 |
| 中 | 村 | 雅 | 宥 |
| 山 | 本 | 敏 | 信 |

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成18年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事及び病院事業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が、平成19年3月20日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年3月31日付け包括外部監査結果報告に係る措置

兵庫県の下水道事業に関する財務事務の執行並びに出資団体である財團法人兵庫県下水道公社の事務の執行及び経営の管理について

兵庫県の下水道事業に関する財務事務の執行

| 指摘事項及び意見 | 対応及び改善策 |
|--|--|
| 1 全般的事項 <p>(1) 流域下水道事業の地方公営企業法の適用について（意見） 利用者に対する説明責任を果たしかつ経営管理を的確に行うため、地方公営企業法の全部又は一部を適用し、会計を企業会計方式に改める必要がある。</p> | <p>企業会計方式による財務諸表の作成における資産把握調査に着手する。</p> |
| <p>(2) 維持管理業務の包括的民間委託の導入について（意見） 維持管理費のコスト削減にあたっては、包括的民間委託を採用することが必要と思われるが、下水道公社の役割の見直しも含め検討することが必要である。</p> | <p>流域下水道の維持管理は、広範な委託範囲や複雑な処理工程を対象とすること、補修・修繕の実施時期の的確な判断、設備更新を見通した管理などの問題があり、また、民間事業者の能力や業界の動向等についても見極める必要がある。 これらの課題への対応策を明確にするとともに、包括的民間委託の導入について検討する。その上で、公社の役割の見直しを行う。 なお、当面、維持管理水準を維持しつつ、公社に対してさらなる経費削減を求めていく。</p> |
| <p>(3) 指定管理者制度の導入について（意見） 指定管理者制度による下水処理場の維持管理を包括的民間委託で実施することも含め検討すべきである。</p> | <p>流域下水道の維持管理の課題である経費の縮減という目標達成には包括的民間委託の要素である性能発注が大きな効果を上げると考えられる。したがって、指定管理者制度を包括的民間委託によって行うとしても、広範な委託範囲や複雑な処理工程を対象とすること、補修・修繕の実施時期の的確な判断、設備更新を見通した管理などの問題があり、民間事業者の能力や業界の動向等について見極める必要がある。 当面の間は、公社に対してさらなる維持管理水準の向上と経費削減を求めて、包括的民間委託について検討していく。民間委託が可能となれば、その際に公社の役割の見直しを行う。</p> |
| <p>(4) 県と下水道公社の委託契約について（意見） 貯蔵品残高を貸借対照表に計上するよう改めると共に経営効率化、コスト縮減した場合のメリットが公社に一部帰属するような契約方式に改める必要がある。 また、公社では月次決算が実施されていないこと等もあり決算事務が年度末に集中し経済的でないので、概算額と実費との差額を翌年度に精算するよう見直しが必要である。</p> | <p>貯蔵品については、受払台帳により正確に管理するよう徹底し、保有高の管理を適正に行っていく。経営効率化、コスト縮減のメリットが公社に一部帰属する契約方式については、試行的に導入できる項目を指定し、平成18年11月に切り替えた。今後とも、さらに経営の効率化、コスト縮減が可能な契約となるよう取り組んでいく。 公社には、月次決算を適正に行わせることとした。翌年度に精算することは、県だけでなく市町の決算にも影響し困難であることから、公社が月次決算を厳正に行うことで決算事務の迅速化を図り、今までどおり当該年度に精算する。</p> |

| | |
|---|--|
| (5) 県下水道公社の役割の見直しについて（意見） 現在の公社体制で維持管理業務を継続する必要性があるのか再検討すべき時期にきていることから将来動向を見据え、公社の役割の見直しを行うことが必要である。 | 維持管理業務の効率化などの課題に対応するため、包括的民間委託導入の検討を行った上で、公社の役割を見直していく。 |
| (6) 県職員給与の関係市町への請求漏れについて（指摘事項） 県と公社の兼務職員の業務は県から公社への委託事業として行われ、実費精算方式で受託収入が決められていることから、県は当業務委託費全額を関係市町に請求することになるが、関係市町への請求から渡れており、実質的に県が損失を被っている。 | 平成18年度より給与は公社で負担するよう改めた。 |
| (7) 未利用地の活用について（意見） 未利用地の活用のほか、処理場上部空間、管渠内空間等の貸付も含め、もっと積極的にその活用を図るべきである。 | 利用が見込める施設では、公園、グランド、ビオトープ等として開放するほか加古川上流浄化センターにおいて上部利用の検討を行うなど、有効活用を進めるとともに、流域下水道事業の全体計画の見直しを進めるなかでも、活用を検討していく。 |
| (8) 兵庫西の汚泥処理コスト節減方策の検討について（意見） 今後の設備投資にあたっては、民間の創意・工夫に基づく提案等を幅広く取り入れることが重要であり、PFⅠ方式も視野に入れ幅広く検討することが必要である。 | 平成18年度兵庫西汚泥溶融炉更新工事では、高度技術提案型の総合評価方式による発注方法を採用し、ライフサイクルコスト縮減、品質・耐久性の向上、維持管理の容易性の向上、環境負荷の抑制等について民間の提案を募った。 |
| 2 契約に関する事項 (1) 入札・契約制度の改善について（意見） ① 電子入札について 実績が少ないので計画どおり推進されたい。 | 平成18年度当初より県民局等に対して、試行対象工事も電子入札を完全実施するよう周知徹底し、100%実施となっている。 |
| ② 新たな入札・契約方式の導入への対応について 導入実績を更に上げる努力をされたい。 | 本県では全国に先駆け、平成14年度より総合評価落札方式を導入しており、18年度は37件と前年度の6倍に拡充し、19年度は18年度の倍増を目指す。 |
| ③ 工事成績の反映について 工事成績が正確に企業評価に反映されるように、工事台帳システムの入力チェックを充実化されたい。 | 入力事務を正確に行うよう県民局等に対して指導した。 |
| ④ 一般競争入札や公募型指名競争入札の適用範囲の拡大について 指名競争入札の範囲を限定し、一般競争入札や公募型指名競争入札の適用範囲を拡大すべきである。 | 平成19年度の制度改善取組において、公募型一般競争入札の対象工事金額を引き下げるとともに、制限付き一般競争入札を新設する予定である。 |
| (2) 工事契約の変更について（意見） 契約内容から判断すると、もともと年度内の工事完了が不可能であるのに、年度末に契約したのではないかと思われる工事が見受けられた。 | これらの工事は、工事内容や他工事との調整、2月補正予算の関係で、発注時期が遅くなつたものであり、今後、計画的に工事発注するよう徹底した。 |
| (3) 高額選定案件の業者選定状況について（意見） 可能な限り競争原理を働かせて落札金額の低減化を図る努力をすべきである。 | 入札・契約制度の透明性、公平性、競争性を確保するため、毎年度、制度改善を行っている。 平成19年度からは公募型一般競争入札の対象工事金額の引き下げ、制限付き一般競争入札の新設による一般競争入札の拡充など公正な競争の促進と入札参加機会の増加を図る。 |

| | |
|--|---|
| (4) 少額入札参加者選定委員会の審議について（指摘事項） ① 選定委員会の審議について 要綱で定める開催基準を満たしていない会議があった。 | 平成17年度以降は適正に開催している。 |
| ② 少額入札参加者選定委員会記録について 委員会の開催日程が記入されていないものがあった。 | 今後このようなことがないよう、チェック体制の強化を県民局等に対して指導した。 |
| (5) 各種文書（起工伺等）の記載について（指摘事項） 決定日、起案日等の記入漏れ、記入誤りが散見された。 | 各種文書での記入漏れ、記載誤りがないよう徹底した。 |
| (6) 契約書と特記仕様書の齟齬について（指摘事項） 特記仕様書の様式を誤っていた。 | 特記仕様書の様式を工事内容と適合させよう徹底するとともにチェック体制を強化した。 |
| (7) 工事履行保証保険の更新について（指摘事項） 工期延長に伴い、工事履行保証保険契約の保険期間を延長すべき事例において、手続きがとられていなかつた。 | 今後このようなことがないよう、県民局等に対して指導した。 |
| (8) 工事台帳の正確な記載について（指摘事項） 入札日、契約方法、予定価格の記入誤りや台帳の一部欠落があった。 また、「土木事業施工監理事務処理要領」に基づく推進会議は現在開催されていないため、実態に合わせて要領を改訂すべきである。 | 工事台帳は正確に記載するよう徹底した。 事務処理要領は、必要に応じて適宜改訂を検討する。 |
| (9) 設計図書審査チェックシートについて（意見） チェックが形式的になされている事項と、様式が混在し統一した方法で運用されていない事項があった。 | 設計図書の審査チェックにあたっては、慎重に行うよう徹底した。 押印欄を設けた様式に統一した。 |
| (10) 委託業務に係る入札参加者指名選定書の選定理由の記載について（意見） 選定理由が空欄となっていたり、理由として「施工実績」としか記載されていない場合が多い。選定理由は明確に記載しておく必要がある。 | 選定理由については、具体的に記載するよう県民局等に対して指導した。 |
| (11) 猪名川流域下水道事業に係る委託料について（意見） 県と大阪府が負担割合に基づいて委託料を支出する内容の委託契約において、設計書の内容を検討し、委託契約額が妥当であると判断したことを示す文書を作成する必要がある。 | 平成18年度から、三者協定の設計書に、本件審査の結果が適正であることを確認した旨、兵庫県と大阪府双方の担当課長名で表記し、設計書と委託契約額の妥当性を確認したことがわかるよう改めた。 |
| (12) 検査事務について（意見） ① 工事検査室の検査予定の承認手続きについて 工事検査予定が変更になる場合は、当初実施予定期月の「契約担当者工事検査実施状況」等に事実関係の内容を付記しておく必要がある。 | 今後、記録するよう徹底した。 |
| ② 出先検査の実施状況の確認について (a) 実施状況を速やかに確認しておく必要がある。 (b) 出先検査計画件数と報告件数の差異の要因を資料上で特定し、検査の実施状況のチェックが確實に行われたことが事後的に把握できるようにする必要がある。 | 実施状況報告の内容等について、的確な事務処理を行うよう徹底した。 |
| ③ 委託業務に係る検査について 検査調書の検査日が、訂正印もなく修正されていたので、記載事項の修正を行った担当者が事後に明確になるようにする必要がある。 | 今後、訂正印の押印もれがないよう徹底した。 |

| | |
|---|--|
| 3 その他の事項 | 現状の資産把握調査に着手する。 |
| (1) 公有財産に係る台帳と定期報告について（意見） ① 下水道台帳では、公有財産の価格が把握できないので、明らかにできるようにしておく必要がある。 ② 公有財産規則に規定されている定期報告は実施されていないが、将来的には公有財産の価格を明らかにし、毎会計年度末現在における定期報告を実施すべきである。 | 資産把握調査を実施すれば公有財産価格を把握でき、定期報告が可能になると考えている。 |
| (2) 火災保険について（意見） ① 新規加入についてはチェックされているが、解除すべきものが報告対象になつてないので検証できるようにしておく必要がある。 ② 下水道課では継続加入案件の内容を各県民局に確認していない。確認対象とする必要がある。 | 今後は耐用年数を経過し、更新時期を迎える建物や施設が増加する。このため、下水道課では県民局と連携し、火災保険新規加入のみならず継続加入案件、解除対象案件の内容を確認することとした。 |
| (3) 収納管理について（意見） 長期に及ぶ負担金収入の遅延については、期限を指定して督促すべきである。 また、今後も負担金の納期が遵守されない場合は、何らかの課金ができるように考慮する必要がある。 | 納期限を超えた収入については、延滞金徴収の対象であるか否かを問わず、期限を付して督促していくこととした。 県の条例では対象になつてない。 |